

# 四街道市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度 ガイドブック

## 目次

1	パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは .....	2
2	届出できる方 .....	2
3	届出の流れ.....	3
①	事前連絡・調整 .....	3
②	届出書の提出.....	3
③	受理証明書・証明カードの発行.....	4
4	届出に必要なもの .....	4
5	証明書等の再交付 .....	5
6	届出内容に変更があった場合 .....	6
7	証明カードから氏名を削除したい .....	6
8	証明書等の返還.....	7
9	一方が亡くなった後もファミリーシップを継続したい.....	8
10	届出の無効 .....	8
11	他自治体との連携について .....	8

# 1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

本制度は、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて必要な事項を定め、もって多様な生き方を選択できる環境をつくることを目的とした制度です。

法律上の効果（戸籍の記載、税金の控除など）が生じるものではありませんが、市全体としてパートナーシップ・ファミリーシップの関係を尊重していくことを大切にしています。

## ・パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係をいいます。

## ・ファミリーシップとは

パートナーシップの関係にある者双方又はその一方の子又は親が家族として尊重し、協力し合う関係をいいます。

# 2 届出できる方

以下の全てに該当する方が届出できます。

① 双方がパートナーシップの関係にあること

② 成年に達していること

③ 双方又は一方が四街道市民であること

又は

双方又は一方が3か月以内に四街道市に転入を予定していること

※転入予定の場合、届出時の住所で受理証明書・証明カードを交付します。

3か月以内に四街道市の住民票の写しを提出し、記載事項の変更を届け出てください。（「6 届出内容に変更があった場合」を参照）

内容審査後、四街道市の住所を記載した受理証明書・証明カードを交付します。

④ 配偶者がいないこと

⑤ 他の方とパートナーシップの関係がないこと

- ⑥ 民法第734条から第736条に規定する婚姻をすることができない者同士でないこと（パートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士を除く）

### 3 届出の流れ

#### ① 事前連絡・調整

A「② 届出書の提出」を来庁にて行う場合、提出希望日の原則7日前までに、必ず電話、またはメールで連絡をしてください。提出の日時・場所の調整、必要書類の確認等を行います。

##### 【予約方法】

- ・ 電話：043-420-7525
  - ＞平日午前9時から午後16時30分まで、閉庁日を除く
- ・ メール：yminnade@city.yotsukaido.chiba.jp
  - ＞メールに記載いただく内容
    - ・ 件名：パートナーシップに関する事前連絡
    - ・ 届出者氏名、電話番号、メールアドレス
    - ・ 届出希望日（第3希望まで記載いただくと助かります）
    - ・ 届出内容（新規・再発行・記載事項変更等）
  - ＞3営業日以内に返信いたします

B「② 届出書の提出」を郵送にて行う場合、事前連絡なしに直接郵送いただいても構いませんが、二度手間を避けるため、事前に電話等で必要書類の確認等をしていただくことが可能です。

#### ② 届出書の提出

A 予約した日時に、必要書類をお持ちの上、お越しください。

- ※お1人での手続きも可能です
- ※代理人による提出はできません
- ※平日午前9時から午後15時30分まで、閉庁日を除く

B 郵送の場合の宛先

- 〒284-8555
- 四街道市鹿渡無番地 「四街道市役所 みんなで課」宛て

### ③ 受理証明書・証明カードの発行

交付書類の用意が出来ましたらご連絡します。本人確認書類をお持ちの上、お越してください。郵送をご希望の場合は、必要な額の切手を貼り付けた角2封筒（レターパック可）を、届出時にご提出ください。

※概ね、2週間程度お時間をいただきます。

## 4 届出に必要なもの

### ①四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号）

### ②住民票の写し

※届出日前3か月以内に発行されたもの

※届出書に記載する全ての者のもの

ファミリーシップ対象者がいる場合、ファミリーシップ対象者の住民票の写しも提出

### ③婚姻していないことを証明する書類

※届出日前3か月以内に発行されたもの

次のいずれか

戸籍全部事項証明書

戸籍個人事項証明書

※外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書もしくはこれに相当する書類と、その書類の日本語翻訳文

### ④本人確認書類

マイナンバーカード 等

### ⑤ファミリーシップの届出もする場合

子又は親が一方の子又は親であることを証明する書類

次のいずれか

戸籍全部事項証明書

戸籍個人事項証明書

#### ⑥通称を希望する場合

通称を使用していることが確認できる書類

(例) 勤務先又は学校等の発行する身分証明書、通称名で受領している郵便物、  
通称名で作成した名刺

※上記以外に市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

## 5 証明書等の再交付

受理証明書又は証明カードを紛失、毀損、又は汚損した場合は、再交付の申請ができます。  
再交付申請書(様式第4号)を提出してください。

#### ①必要書類

- ・四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書(様式第4号)
- ・本人確認書類(2人分)
- ・受理証明書(2人分)
- ・証明カード(2人分)

#### ②提出に関して

- ・お1人での手続きも可能です。
- ・代理人による提出はできません。
- ・郵送での提出も可能です。郵送の場合は本人確認書類の写しを同封してください。

#### ③受理証明書・証明カードの交付に関して

交付書類の用意が出来ましたらご連絡します。本人確認書類をお持ちの上、お越しください。  
郵送をご希望の場合は、必要な額の切手を貼り付けた角2封筒(レターパック可)を、届出時にご提出ください。

※概ね、2週間程度お時間をいただきます。

## 6 届出内容に変更があった場合

次の場合は、届出内容の変更を行ってください。

- ・ 氏名、通称名が変わったとき
- ・ 新たに通称名の使用を希望するとき
- ・ 住所に変更があったとき
- ・ ファミリーシップ対象者に関する記載内容に変更があったとき

### ①必要書類

- ・ 四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届（様式第5号）
- ・ 変更した事実が分かる書類  
住民票の写し（届出日前3か月以内に発行されたもの）等
- ・ 本人確認書類（2人分）
- ・ 受理証明書（2人分）
- ・ 証明カード（2人分）

### ②提出に関して

「5 証明書等の再交付」に同じ

### ③受理証明書・証明カードの交付に関して

「5 証明書等の再交付」に同じ

## 7 証明カードから氏名を削除したい

ファミリーシップとして受理証明書・証明カードに氏名を記載されている15歳以上の方で、受理証明書・証明カードから自身の氏名を削除したい場合、以下により申立てることができます。

### ①必要書類

- ・ 四街道市ファミリーシップ届出に関する申立書（様式第6号）
- ・ 本人確認書類

## ②届出の流れ

四街道市ファミリーシップ届出に関する申立書を提出

> 代理人による提出はできません。

> 郵送での提出も可能です。郵送の場合は本人確認書類の写しを同封してください。

↓

提出された旨を、四街道市ファミリーシップ申立書に関する記載事項変更通知書（様式第7号）により、パートナーのお二人に通知します。

↓

通知を受けたお二人は、通知のあった日から1か月以内に、本人確認書類を提示し、受理証明書（2人分）と証明カード（2人分）を市に提出してください。

> お1人での手続きも可能です。

> 代理人による提出はできません。

> 郵送での提出も可能です。郵送の場合は本人確認書類の写しを同封してください。

↓

申立者の氏名を削除した受理証明書・証明カードを交付します。

## ③受理証明書・証明カードの交付に関して

「5 証明書等の再交付」に同じ

# 8 証明書等の返還

次の場合は、受理証明書・証明カードを返還してください。

- ・ パートナーシップが解消されたとき
- ・ 一方が死亡したとき
- ・ 市が規程する届出できる方の要件を満たさなくなったとき（「2 届出できる方」参照）

## ①必要書類

- ・ 四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（様式第8号）
- ・ 事実がわかる書類（戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、住民票の写し等）
- ・ 本人確認書類（2人分）（※一方が死亡したときは1人分）
- ・ 受理証明書（2人分）
- ・ 証明カード（2人分）

## ②提出に関して

「5 証明書等の再交付」に同じ

## 9 一方が亡くなった後もファミリーシップを継続したい

一方が亡くなった後もファミリーシップを継続したい場合、以下により届出することができます。「8 証明書等の返還」に記載の届出と同時に提出してください。

### ①必要書類

- ・四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届（様式第5号）
- ・四街道市ファミリーシップの継続に関する届出書（様式第9号）
- ・一方が亡くなったことがわかる書類（戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書等）
- ・本人確認書類（全員分）

## 10 届出の無効

次の場合は、届出を無効とします。受理証明書・証明カードを返還してください。

なお、返還を求めた日から遅滞なく返還されないときは、当該受理証明書・証明カード番号を市ホームページにおいて公表します。

- ・偽りその他不正の手段により受理証明書又は証明カードの交付を受けたとき。
- ・受理証明書又は証明カードを不正に利用したとき。
- ・市が規定する要件を満たさなくなったとき。
- ・ファミリーシップとして受理証明書及び証明カードに氏名を記載されている15歳以上の方から、受理証明書及び証明カードから自身の氏名を削除したい旨申立書が市に提出されたことにより、市から受理証明書及び証明カードを提出するよう通知があった日から1か月以内に受理証明書及び証明カードの交付を受けなかったとき。  
（「7 証明カードから氏名を削除したい」参照）

## 11 他自治体との連携について

四街道市と、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体間で転出入をする場合、必要書類と手続きの一部を省略できる場合があります。

### ①四街道市から転出する場合

転出届を提出後、その旨みんなで課へ連絡してください。

↓

転出先の自治体で手続きを行ってください。



転出先の自治体で手続きが完了すると、転出先の自治体から四街道市に対し継続届出があった旨通知があります。

この場合、届出者は、返還届（様式第8条）、受理証明書及び証明カードを四街道市に提出する必要はありません。

## ②四街道市に転入する場合

### ・届出の流れ

「3 届出の流れ」と同じです。

### ・届出に必要なもの

①四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書（様式第10号）

②住民票の写し

※届出日前3か月以内に発行されたもの

※届出書に記載する全ての者のもの

ファミリーシップ対象者がいる場合、ファミリーシップ対象者の住民票の写しも提出

③転出元の自治体が発行した受理証明書及び証明カードに類似する書類

④本人確認書類

マイナンバーカード 等

※上記以外に市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。